

# 【届出\_根拠規範】13\_東京都新宿区\_1\_10(新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の支給に関する要綱)

## 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の支給に関する要綱

平成22年3月29日

21 新福障経第2117号

区 長 決 定

### (目的)

第1条 この要綱は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する重度障害者のうち障害基礎年金等を受けることができない特別永住者等に対し、この要綱に基づく給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、当該特別永住者等の生活を支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級又は2級のもの

イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）の規定に基づく愛の手帳（以下「愛の手帳」という。）の交付を受けている者であって、その障害の程度が1度又は2度のもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者であって、その障害の状態が1級又は2級のもの

(2) 障害基礎年金等 次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第1項に規定する障害基礎年金

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第1項に規定する障害厚生年金

エ 次に掲げる法律の規定による障害共済年金

(ア) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定

(イ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定

(ウ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定

(エ) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定

オ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの

(3) 特別永住者等 次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に規定する特別永住者（以下「特別永住者」という。）

イ その他これに準ずるものとして区長が認めた者

(4) 公的年金 次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付

イ 国民年金法第36条の2第1項第1号に規定する年金たる給付であって政令で定めるもの

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、区内に住所を有する者であって、次に掲げるいずれかの者（次項に規定する要件に該当する者に限る。）とする。

(1) 昭和57年1月1日前に重度障害者であった特別永住者等であって、障害基礎年金等の受給資格を有しない者

(2) 昭和57年1月1日以後に重度障害者となった特別永住者等であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 当該重度障害者に係る障害の発生原因の初診日が、当該重度障害者が満20歳に達する日以後であって、昭和57年1月1日前であること。

イ 障害基礎年金等の受給資格を有しないこと。

2 前項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 現に特別永住者であって、新宿区が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 特別永住者であった者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）の規定に基づき、日本に帰化した者であること。

イ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき、新宿区が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 特例法の施行日前に、国籍法の規定に基づき、日本に帰化した者及びその子孫であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 特例法第 3 条各号のいずれかに該当している者であること。

イ 住民基本台帳法の規定に基づき、新宿区が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかの要件を満たす者に対し、給付金を支給しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づき、保護を受けているとき。

(2) 公的年金（年額 48 万円以上のものに限る。）を受けているとき。

(3) 新宿区特別永住者等福祉特別給付金の支給に関する要綱（平成 22 年 3 月 29 日 21 新福高サ第 2327 号）に基づく給付金を受給しているとき。

(所得制限の額)

第 4 条 前条第 3 項の規定のほか、給付金の支給は、支給対象者に係る所得が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以上である場合は、行わない。

(2) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 34 号の 2 に規定する扶養親族（以下「控除対象扶養親族等」という。）がないとき 360 万 4,000 円

(3) 控除対象扶養親族等があるとき 360 万 4,000 円に当該控除対象扶養親族等 1 人につき 38 万円（当該控除対象扶養親族等が所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 2 に規定する老人控除対象配偶者又は同項第 34 号の 4 に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 48 万円とし、当該控除対象扶養親族等が同項第 34 号の 3 に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき 63 万円とする。）を加算した額

(所得制限の基礎となる所得の範囲)

第 5 条 前条の所得の範囲は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定により準用する同法第 5 条第 2 項第 1 号に規定する特別区民税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得制限の基礎となる所得の額の計算方法)

第 6 条 第 4 条の所得の額の計算方法は、当該所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係るもので、次に掲げる金額を合計した額を当該所得の額とすることによる。

(1) 地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

(2) 地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額

(3) 地方税法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額

(4) 地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額

(5) 地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

(6) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額

(7) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が、同項の市町村民税について次の各号に掲げる場合に該当する場合には、第 4 条の所得の額の計算方法は、同項の所得の額から、それぞれ当該各号に定める額を控除したものを当該所得の額とすることによる。

(1) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する控除額又は同項第 10 号の 2 に規定する控除額がある場合 それぞれ当該控除額に相当する額

(2) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除額がある場合 当該控除の対象となった障害者 1 人につき 27 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40 万円）

(3) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除額がある場合 当該控除の対象となった者 1 人につき 27 万円（当該寡婦が同条第 3 項に規定する寡婦である場合には、35 万円）

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除額がある場合 27万円

(給付金の額)

第7条 給付金の額は、月額3万円とする。

(給付金の申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給申請書兼口座振替依頼書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 申請者名義の口座が確認できる書類
- (4) 前年の所得を証明する書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(支給決定等)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、当該申請に係る申請者に対し、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給決定通知書（第2号様式）又は新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金不支給決定通知書（第3号様式）によりその旨を通知する。

(支給期間及び支給時期)

第10条 給付金は、第8条の規定による申請をした日の属する月から次条の規定により受給資格の消滅した日の属する月まで支給するものとする。

2 給付金は、毎年度4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の給付金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(給付金の受給に係る資格の消滅)

第11条 給付金の受給に係る資格は、第9条の規定により新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 新宿区の区域外に転出したとき。
- (3) 重度障害者でなくなったとき。
- (4) 第3条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当したとき。
- (5) 当該受給者に係る前年の所得が第4条に規定する所得制限の額以上であるとき。

2 区長は、給付金の受給に係る資格が消滅したときは、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金受給資格消滅通知書（第4号様式）により、当該受給資格の消滅に係る受給者又は当該受給者に係る親族に通知するものとする。

(現況届及び支給の停止)

第12条 受給者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金現況届（第5号様式。以下「現況届」という。）に第8条各号に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。ただし、区長が現況届の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 受給者は、既に提出した現況届の内容に変更があったときは、速やかに新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金変更届（第6号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、受給者が現況届を7月31日までに提出しないときは、当該年度の8月分以降の給付金の支給を停止し、当該給付金の支給が停止される受給者に対し、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給停止決定通知書（第7号様式）によりその旨を通知する。

4 区長は、受給者が現況届を7月31日までに提出しない場合において、当該提出すべき日の属する年度の末日までに現況届の提出があったときは、前項の規定による給付金の支給の停止を解除し、当該給付金の支給の停止が解除される受給者に対し、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給停止解除決定通知書（第8号様式）によりその旨を通知する。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第13条 区長は、受給者が偽りその他の不正の手段により給付金を受けたときは給付金の支給決定を取り消し、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給決定取消通知書兼返還請求書（第9号様式）により当該受給者に通知するととも

に、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて返還させるものとする。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第 7 号）第 16 条の定めるところによる。

（未支給の給付金）

第 14 条 区長は、受給者が死亡した場合において、当該死亡した者に給付すべき給付金で未支給のものがあるときは、その者と生計を一にしていた他の親族へ当該未支給の給付金を支給することができる。

2 前項の規定により、未支給の給付金の支給を受けようとする者は、新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金未支給金請求書兼口座振替依頼書（第 10 号様式）を区長に提出するものとする。

（公簿等の確認）

第 15 条 区長は、申請書又は現況届に添付する書類により証明される事実について、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 区長は、次の各号のいずれにも該当する場合には、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、当該申請書に係る受給者に係る給付金の支給を平成 22 年 4 月分から行うものとする。

(1) 第 8 条の規定による申請書の提出が平成 22 年 12 月 31 日までに行われたとき。

(2) 当該受給者が支給対象者となった日が平成 22 年 4 月 30 日前であるとき。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日 22 新福障経第 2053 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日 24 新福障経第 483 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 22 年度税制改正に伴い、一般扶養親族のうち 16 歳未満の者に対する扶養控除の廃止及び特定扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満の者を一般扶養親族とすることにより、第 4 条に定める所得基準を超える場合であっても、当面の間改正前の所得控除を適用する緩和措置を実施する。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日 27 新福障経第 1682 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。